

平成 26 年 3 月 11 日
公益財団法人静岡県学校給食会

県公益認定等審議会から県知事に対する勧告について

3 月 7 日、静岡県公益認定等審議会は、県知事に対して本会への行政指導を行うよう勧告したことを公表しました。

審議会では、浜松市内の小学校等で発生した食中毒事故に関して、本会に役職員及び委託工場の実地調査員に食品衛生に関する専門家がいないなどの事実が認められ、本会が公益目的事業を適正に実施し得るだけの技術的能力を有していないとまでは言えないが、食品衛生に関して事業に必要な資源を外部に依存する割合が大き過ぎると考えられる。又、学校給食用物資の供給というより高度な安全安心が求められる事業を実施する法人の技術的能力をより発展向上させ、二度と同様の事故を発生させないために、本会に対して必要な措置を取るよう指導することが適当と判断されました。

勧告の内容

- ・食品衛生に関する専門家を役職員への登用、食品衛生に関する専門家による事業活動の定期的な検証等、本会が自ら食品衛生に関する取組みを実行出来る組織体制を内部に構築すること。
- ・委託工場を選定する際に実施する工場の実地調査員に食品衛生に関する専門家の登用を検討すること。

その他、当該事故への対応も含め、日頃の法人運営に関して、公益法人としての存在意義を問われていることを強く認識し、法人の基本姿勢として自ら積極的に情報発信し県民への説明責任を果たしていくことも必要とされています。

この度の勧告内容は、本会としても大変重く受け止めており、今後、県知事から本会に対して行政指導が行われる予定ですが、勧告の内容となる食品衛生に関する専門家の役職員への登用、工場実地調査員に食品衛生に関する専門家の登用等早急に改善策を検討すると共に、情報発信についても積極的に行う所存ですので、今後共ご理解いただきたくよろしくお願い申し上げます。